

土砂災害特別警戒区域の指定

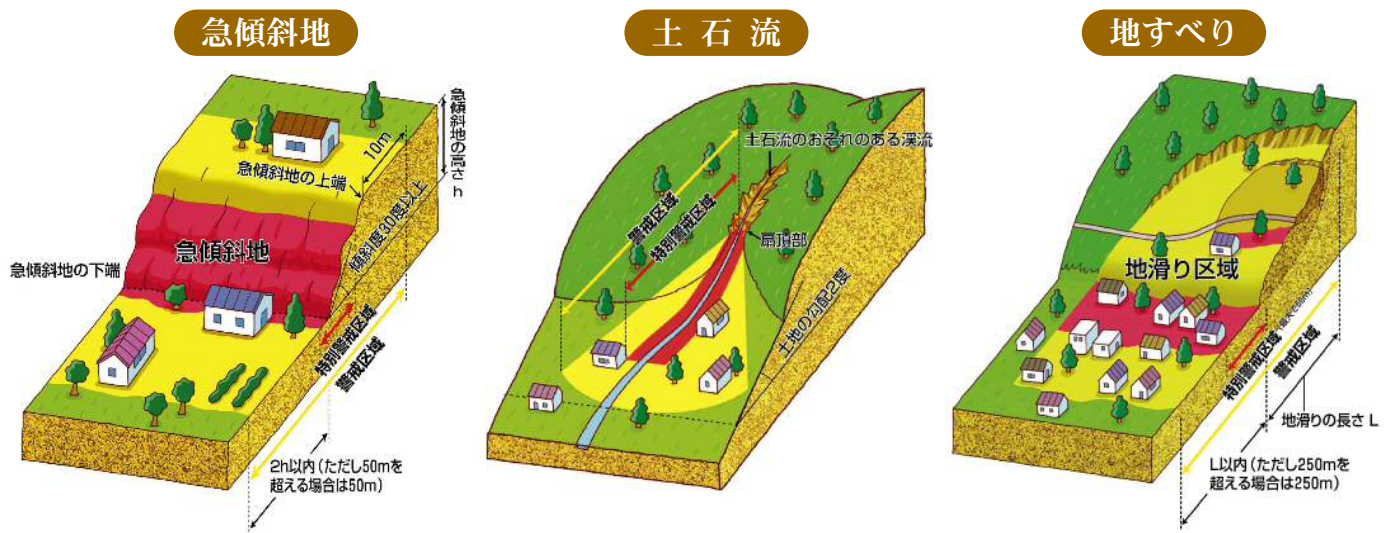
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月1日施行）

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようするものです。現在、全国で土砂災害防止法に基づく区域の調査・指定が進められています。

区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）について、2種類の区域を指定します。



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあるとも認められる区域。

- 急傾斜地の崩壊
 - ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
 - ・斜面の下端から高さの2倍（最大50m）
- 土石流
 - ・土石流の発生するおそれのある渓流において、土石流が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域
- 地すべり
 - ・地すべりするおそれのある区域
 - ・地すべりのおそれのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲（最大250m）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域の調査及び指定は当面おこないません。

区域に指定されると

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では

島根県では平成26年度に土砂災害警戒区域の指定（一巡目）が完了しており、下記の施策等が実施されています。

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）では

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域では下記のとおりソフト対策が実施されます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることとなります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、**※1**居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。

3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、その住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができることとなります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は当該宅地又は建築物の売買等にあたり、特別警戒区域である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。

※1：増改築・新築の場合に構造規制が適用されます。
現在お住いの家屋には適用されません。
内装改修の場合も適用されません。

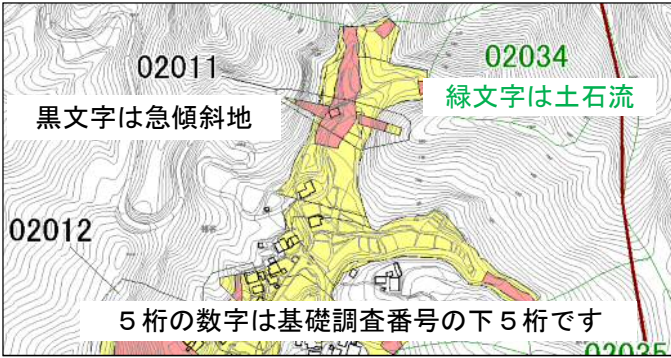
特定の開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】

建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築士事を置く地方公共団体等】

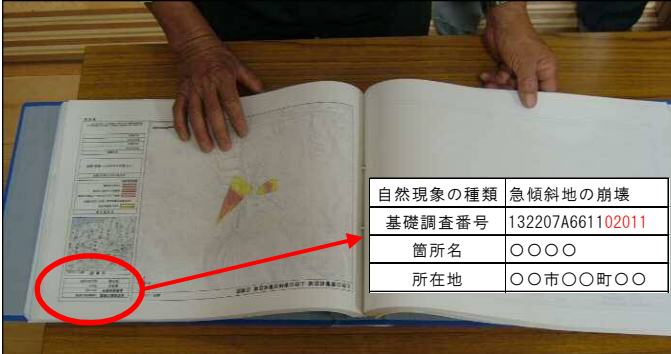
建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

指定区域の確認の仕方

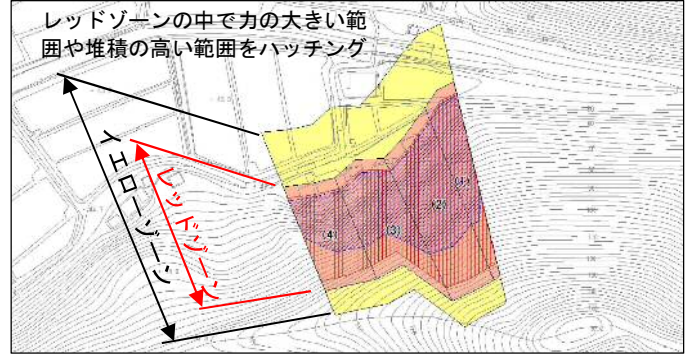
①大判図面で自宅の位置と番号を確認



②区域図の右肩にある表で現象と番号を照合



③区域図（急傾斜地の崩壊）



※島根県のホームページより



国の指定状況

全国でも調査・指定が進められています。

<土砂災害警戒区域指定数>

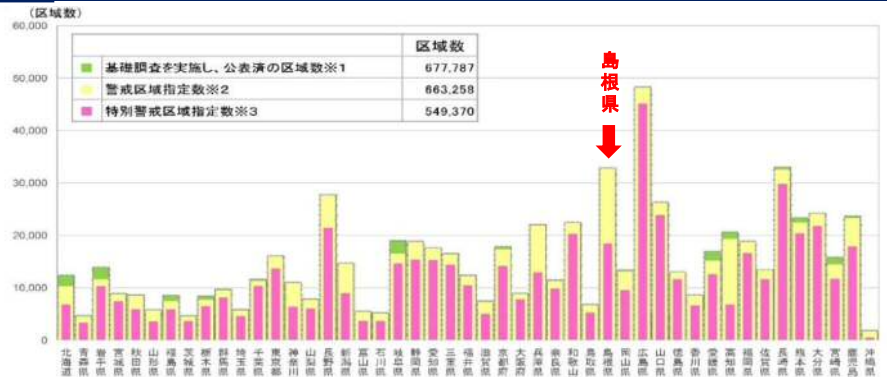
上位3県

1位 広島県 47,691箇所

2位 **島根県 32,219箇所**

3位 長崎県 32,079箇所

※令和3年3月31日時点



出典：「全国における土砂災害警戒区域等の指定状況グラフ（R3.3.31時点）」（国土交通省）

出雲市の指定状況

島根県では、平成26年度に土砂災害警戒区域の指定、令和3年9月に土砂災害特別警戒区域の指定が県内全域完了しました。

市町村名	旧市町村名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
		土石流	急傾斜	地すべり	合計	土石流	急傾斜	地すべり	合計
出雲市	出雲市	343	596	32	971	170	584		754
	平田市	210	317	62	589	63	314		377
	斐川町	108	169	6	283	6	164		170
	大社町	65	82	17	164	15	81		96
	佐田町	298	380	40	718	81	377		458
	湖陵町	31	69	6	106	4	68		72
	多伎町	81	133	17	231	12	132		144
	計	1,136	1,746	180	3,062	351	1,720		2,071

土砂災害特別警戒区域内住居等への支援制

土砂災害特別警戒区域内で新築や増改築をする場合に、建築基準法に基づき壁の補強等を行うときは補助を受けられます。また、区域内にある住宅を安全な場所に移転する場合にも補助を受けることができます。

建築基準法に基づく壁の補強等を行う場合



土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

※詳しくはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

【概要】

区域内において新築・増改築する場合、壁を補強するなど土砂災害に対して安全な構造にしなければならぬため、この壁等を補強する経費の一部を補助します。

【補助対象】

住宅補強に要する設計費、住宅補強に要する

工



※ 住宅補強又は防護壁

区域内の住宅を安全な場所に移転する場合



がけ地近接等危険住宅移転事業

【概要】

区域内にある危険住宅から安全な区域へ移転する場合、移転等に要する経費の一部を補助します。

【補助対象】

危険住宅の撤去及び移転費、建物助成費

【事業主体】

市町村



今後の基礎調査及び指定について

令和元年度に全県の基礎調査が完了し、今後は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年毎に、各地区における地形や土地利用の状況などを基礎調査により確認し、必要に応じて指定または解除を行っていきます。

法律や指定に関するご質問は

土砂災害防止法や指定、指定に伴う規制等の問い合わせは、下記までご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

島根県土木部砂防課企画防災グループ
島根県出雲県土整備事務所管理第一課
出雲市総務部防災安全課防災係
出雲市都市建設部建築住宅課指導係

TEL 0852-22-6785・6261 (法律や指定・構造規制など全般)
TEL 0853-30-5632 (区域の確認・特定開発行為に関すること)
TEL 0853-21-6606 (区域の確認・指定に関すること)
TEL 0853-21-6720 (建築確認・支援制度に関すること)